

役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

〔平成30年3月29日〕
規程第1号

改正 令和4年3月16日規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宗像市社会福祉協議会定款第10条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。次条において同じ。）、評議員及び各種委員会の委員（以下これらを「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

改正（4規程第4号）

(報酬の支給等)

第2条 役員等には、宗像市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年宗像市条例第37号）別表に掲げる報酬の額を参考として、勤務形態に応じ、別表のとおり報酬を支給する。

- 2 役員に対して支給する各年度の報酬総額は、理事については6,500,000円を超えない範囲とし、監事については500,000円を超えない範囲とする。
- 3 報酬を月額で支給する役員が月の途中で異動があった場合は、日割り計算により支給する。ただし、死亡した場合はその月までの報酬を支給する。

改正（4規程第4号）

(支給の方法)

第3条 会長及び常務理事の報酬の支給時期及び方法は、一般職の例による。

- 2 会長及び常務理事を除く非常勤の役員等の報酬は、その都度金融機関の口座に振り込むものとする。

改正（4規程第4号）

(旅費の支給)

第4条 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行について旅費規程（昭和62年規程第6号）に基づき旅費を支給する。

- 2 前項の規定により旅費を支給する役員等で、大島又は地島在住の役員等については、船賃の実費を別に支給する

改正（4規程第4号）

(支給の制限)

第5条 常勤の公務員が役員等を兼ねる場合は、報酬は支給しない。

- 2 役員等が同じ日に開催される複数の会議に出席する場合は、最初の会議を除き他の会議に係る報酬等は支給しない。

改正（4規程第4号）

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成30年3月29日規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 役員等の報酬規程 (昭和62年4月1日規程第4号) 及び会長報酬及び非常勤役員等の費用弁償に関する規程 (昭和62年4月1日規程第5号) は平成30年3月31日をもって廃止する。

附 則 (令和4年3月16日規程第4号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	報 酬 額	
	会 長	月 額
常 務 理 事	月 額	常務理事の設置に関する規程に定める額 287,300円
理 事	日 額	5,000円
評 議 員	日 額	5,000円
監 事	日 額	5,000円
各種委員会委員	日 額	5,000円
上記のうち弁護士資格等を有する者	日 額	11,000円

改正（4規程第4号）